

○利用者負担段階と負担限度額について

令和7年8月以降

負担段階	対象者		負担限度額（日額）				
			部屋代	食費			
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない人で高齢福祉年金を受給されている人 	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	多床室	0円	300円		
			従来型個室	(特養等)		380円	
	(老健・医療院等)	550円					
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護等を受給されている人 		ユニット型個室の多床室	550円			
			ユニット型個室	880円			
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない人で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間<u>80万9千円</u>以下の人 	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	多床室	430円	390円 【600円】		
			従来型個室	(特養等)		480円	
				(老健・医療院等)		550円	
						ユニット型個室の多床室	550円
						ユニット型個室	880円
第3段階の①	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない人で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間<u>80万9千円</u>超から120万円以下の人 	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	多床室	430円	650円 【1,000円】		
			従来型個室	(特養等)		880円	
				(老健・医療院等)		1,370円	
						ユニット型個室の多床室	1,370円
						ユニット型個室	1,370円
第3段階の②	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない人で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の人 	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	多床室	430円	1,360円 【1,300円】		
			従来型個室	(特養等)		880円	
				(老健・医療院等)		1,370円	
						ユニット型個室の多床室	1,370円
						ユニット型個室	1,370円
	上記以外の人		負担制限額なし				

※【】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。